

静岡県公立大学法人私費外国人留学生の授業料の減免等に関する規程

令和6年4月1日

規程第210号

(趣旨)

第1条 この規程は、静岡県公立大学法人定款第5条の規定に基づき設置する静岡県立大学及び静岡県立大学短期大学部(以下「本学」という。)に在籍する私費外国人留学生(静岡県立大学外国人留学生規程第2条及び静岡県立大学大学院外国人留学生規程第2条で定められた外国人留学生のうち研究生及び特別聴講生を除くものをいう。以下同じ。)に係る授業料の減免について必要な事項を定めるものとする。

(授業料の減免の対象者)

第2条 この規程において、静岡県公立大学法人授業料等に関する規則(平成19年4月1日規則第21号。以下「規則」という。)第10条第2項のその他特別の理由があると認められる者とは、私費外国人留学生のうち次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、著しい成績不振者及び進級要件又は卒業要件を満たさずに留年中の者を除く。

- (1) 国費外国人留学生実施要項(昭和29年3月31日文部大臣裁定)第2条に定める国費外国人留学生でない者
- (2) 外国政府の派遣する留学生でない者
- (3) 在留資格が「留学」の者
- (4) 静岡県公立大学法人授業料等の減免等に関する規程(平成19年4月1日規則第23号)による減免を受けていない者
- (5) 学業において優れた成績を修めたと認められる者
- (6) 授業料の減免を受けようとする当該年度において、受け取っている給付型の奨学金の額が月額10万円を超えない者(支給期間が1年未満の奨学金は総支給額を12か月で割った額を月額とする。)
- (7) 次のいずれかに該当する者

ア 本人の属する世帯全員(日本国内に居住する者に限る。)の当該年度1年間の総収入金額(日本国外に居住する本人の属する世帯員からの金銭などの給付及びその他の収入(奨学金等(奨学金に類するものを含む。以下同じ。))を除く。)をいう。次号において同じ。)が、次の表の左欄に掲げる世帯員の人数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額(以下「基準金額」という。)を超えない者

日本国内に居住する本人の属する世帯員の人数(本人を含む。)	基準金額
1人	110万円
2人	160万円
3人以上	160万円に2人を超える1人ごとに50万円を加算した金額

- イ 学費調達のための自助努力をしていると学長が認める者
- 2 その他斟酌すべきやむを得ない事情があると学長が認める者についても学長は授業料を減免することができる。

(減免の額)

第3条 前条第1項に該当する者が受けることができる減免の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 学業において特に優れた成績を修めたと認められる者 全額
- (2) 学業において優れた成績を修めたと認められる者 半額

2 前条第2項に該当する者が受けることができる減免の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 返済不要の奨学金等の月額受給額が3万円以下または未受給の者 全額
- (2) 返済不要の奨学金等の月額受給額が3万円を超える者 半額

(減免の申請・納付猶予)

第4条 減免を受けようとする者は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める申請書に学長が必要と認める書類を添えて、同表の右欄に定める期限までに学長に提出しなければならない。なお、学長は、やむを得ない事情があると認める場合には、申請期限を変更することができる。

区分		申請書	申請期限
(1) 第2条に定める要件を満たす者	一次申請	様式第1号	前期授業料納期限の1か月前 (ただし、入学時の学期分の授業料についての申請を行う場合は、別に定める期限)
	二次申請	様式第2号	7月15日
(2) 前号に掲げる者のうち一次申請を行わなかった者		様式第3号	後期授業料納期限の1か月前 (ただし、後学期入学者(以下「10月入学者」という。)が、入学時の学期分の授業料についての申請を行う場合は、別に定める期限)
(3) 前期に減免を受けた者で後期から減免の額の変更を申請しようとする者		様式第3号	後期授業料納期限の1か月前

2 前項の表第1号に規定する申請を行った者の前期授業料の納期限は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める期限に変更されたものとみなす。

区分	納期限
(1) 前項の表第1号に規定する一次申請を行い、受理された者(明らかに要件に該当しない者を除く。)	7月15日
(2) 前項の表第1号に規定する一次申請の後に二次申請を行い、受理された者(明らかに要件に該当しない者を除く。)	8月31日

3 学長は、前項に規定する以外に、第1項に規定する申請を行った者に対して、納付を猶予することができる。

(授業料減免の承認学期)

第5条 授業料減免の承認学期については、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める学期について承認する。

区分	承認学期
(1) 第4条第1項の表第1号に該当する者	前期及び後期 (ただし、10月入学者が、標準修業年限最終年の前期分の授業料についての申請を行う場合は、前期)
(2) 第4条第1項の表第2号に該当する者	後期
(3) 第4条第1項の表第3号に該当する者	後期

(減免の決定)

第6条 学長は、第4条第1項の申請書を受理したときは、実情を調査し、速やかに減免の承認又は不承認を決定し、様式第4号により通知するものとする。ただし、同項の表第1号に該当するとして一次申請を行った者に対しては、二次申請の書類を受理した後に減免の承認又は不承認を決定し、通知するものとする。

(減免の取消し)

第7条 学長は、減免の承認を受けた者が次のいずれかに該当する場合は、その承認の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 申請内容に誤りがあった場合
- (2) 偽りその他不正の手段により承認を受けた場合
- (3) 減免の承認を受けた者が、授業料の納期限を守らない場合
- (4) 第2条に規定する要件に該当しなくなった場合

(減免決定・取消しの報告)

第8条 学長は前2条の規定による減免の決定又は取消しを行った場合は、その旨を直ちに理事長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告は、減免の決定にあつては様式第5号に、減免の取消しにあつては様式第6号により行わなければならない。

(委任)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、学長が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、令和6年4月1日以後に入学した者について適用し、同日前から引き続き在学する者についてはなお従前の例による。

年度授業料減免一次申請書・授業料納付猶予申請書

(外国人留学生)

私は、授業料を減免していただきたいので、一次申請をいたします。

また、年度前期授業料の納付を二次申請の申請期限(年 月 日)まで猶予していただきたく併せて申請いたします。

なお、二次申請の申請書を提出しない場合には、授業料減免申請については、取下げたとみなしてくださるようお願いいたします。

学長 様

年 月 日

申請者	フリガナ		学 部		学科	第 学年
	氏名	Ⓜ	研究科		課程	
	学籍番号		入学年度	年度	研究室名	課程
					研究室電話番号	
	申請者の住所	〒 (自宅・アパート・その他) 電話番号 携帯電話番号 メールアドレス				
家族の住所	〒 電話番号					
保証人 (国内連絡先)	フリガナ		申請者との		続柄	
	氏名	Ⓜ				
	住所	〒 電話番号				
申請する区分	経済要件 (どちらかに ✓をつける。)		<input type="checkbox"/> 学費調達のための自助努力をしている。			
			<input type="checkbox"/> 自分の属する世帯の総収入金額が基準金額以内である。			
	学業要件 (いずれかに ✓をつける。)	新入生	<input type="checkbox"/> 新入生である。			
		学部生	<input type="checkbox"/> 前年度 GPA が基準の範囲内である。 <input type="checkbox"/> 前年度に日本語能力試験または CEFR の試験で基準の範囲内の成績を修めた。			
	大学院生	<input type="checkbox"/> 指導教員により成績優秀と認められた。				

(様式第1号)

申し立て事項

私はこの申請書に記載された内容が事実と相違ないことを誓約します。
もし申請内容が事実と異なることが判明した場合には、免除を取り消されても異存ありません。

氏名 _____ 印

(様式第2号)

年度授業料減免二次申請書・授業料納付猶予申請書

(外国人留学生)

私は、授業料を減免していただきたいので、二次申請をいたします。

また、年度前期授業料の納付を 年 月 日まで猶予していただきたく併せて申請いたします。

学長 様

年 月 日

申請者	フリガナ		学 部		学科	第 学 年
	氏名	Ⓜ	研究科		課程	
	学籍 番号	入学 年度	年度	研究室名	課程	
				研究室電話番号		

あり ・ なし

1次申請からの変更点

※変更点がある場合は変更箇所を記載

申請する区分	経済要件 (どちらかに✓をつける。)		<input type="checkbox"/> 学費調達のための自助努力をしている。
			<input type="checkbox"/> 自分の属する世帯の総収入金額が基準金額以内である。
	学業要件 (いずれかに✓をつける。)	新入生	<input type="checkbox"/> 新入生である。
		学部生	<input type="checkbox"/> 前年度 GPA が基準の範囲内である。
			<input type="checkbox"/> 前年度に日本語能力試験または CEFR の試験で基準の範囲内の成績を修めた。
		大学院生	<input type="checkbox"/> 指導教員により成績優秀と認められた。

私はこの申請書に記載された内容が事実と相違ないことを誓約します。

もし申請内容が事実と異なることが判明した場合には、免除を取り消されても異存ありません。

氏名

Ⓜ

年度授業料（前期・後期）減免申請書

（ 外国人留学生 ）

私は、 年度（前期・後期）授業料を減免していただきたいので、申請をいたします。

学長 様

年 月 日

申請者	フリガナ		学 部		学科	第 学 年
	氏名	⑩	研究科		課程	
			学 府		課程	
	学籍 番号		入学 年度	年度	研究室名	
					研究室電話番号	
申請者 の住所	〒 (自宅・アパート・その他) 電話番号 携帯電話番号 メールアドレス					
家族の 住所	〒 電話番号					
保証人 (国内連絡先)	フリガナ		申請者との		続 柄	
	氏名	⑩				
	住所	〒 電話番号				
申請 する 区 分	経済要件（どちらかに ✓をつける。）		<input type="checkbox"/> 学費調達のための自助努力をしている。			
			<input type="checkbox"/> 自分の属する世帯の総収入金額が基準金額以内である。			
	学業要件（い ずれかに✓を つけ る。）	新入生	<input type="checkbox"/> 新入生である。			
		学部生	<input type="checkbox"/> 前年度 GPA が基準の範囲内である。 <input type="checkbox"/> 前年度に日本語能力試験または CEFR の試験で基準の範囲内の成績を修めた。			
	大学院生	<input type="checkbox"/> 指導教員により成績優秀と認められた。				

(様式第3号)

申し立て事項

Blank area for writing the application details, featuring horizontal dashed lines for text entry.

私はこの申請書に記載された内容が事実と相違ないことを誓約します。

もし申請内容が事実と異なることが判明した場合には、免除を取り消されても異存ありません。

氏名 _____

印

(様式第 4 号)

授業料 減免 承認
不承認 決定通知書

(学部・研究科・学府)
(学科・専攻)
(学籍番号)
(氏名)

年 月 日付けで申請のあった 年度 前期 授業料の
後期
減免について、下記のとおり通知します。

記

前期 承認
年度 授業料の減免を する。
後期 不承認

※ 減免額 円
(全 額・半 額)

年 月 日

学長

(様式第5号)

<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> 前 年度 後 </div> <div style="text-align: center;"> 期 授業料減免 </div> <div style="text-align: center;"> 承認者 不承認者 </div> <div style="text-align: center;"> 一覽表 </div> </div>							
No	氏名	学部・学科 研究科・課程 学府・課程	学年	学籍番号	判定(前期)	減免承認額(前期)	備考
					判定(後期)	減免承認額(後期)	
合					計		

1 承認者と不承認者は別葉とすること

(様式第6号)

授業料減免取消しに係る報告書

取消 対象者	(学部・学科 研究科・課程 学府・課程)		
	学籍番号		氏名

<p>【取消年月日】</p> <p>年 月 日</p> <p>【取消しの年度・学期】</p> <p>授業料 年度 前期 ・ 後期</p> <p>【取消しの内容】</p> <p>【取消該当項目】</p> <p><input type="checkbox"/> 申請内容に誤りがあった場合</p> <p><input type="checkbox"/> 偽りその他不正の手段により承認を受けた場合</p> <p><input type="checkbox"/> 減免の承認を受けた者が、授業料の納期限を守らない場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第2条に規定する要件に該当しなくなった場合</p> <p>【備考】</p>

静岡県公立大学法人私費外国人留学生の授業料等の減免等に関する規程第7条第 号に
該当し、減免の承認を取消したので報告します。

年 月 日

学長

1 備考欄には、取消後納入することとなる授業料等の納入について記載すること